

(2) 「国際登録簿における記録の効果」

- (1)(i), (ii)及び(vi)から(vii)までに規定する記録は、関係する締約国の官庁の登録簿に記載されたものとならば有したであろう効果と同一の効果をも有する。ただし、締約国が宣言により事務局長に対し、(1)(i)に規定する記録について、自国の官庁が当該宣言において特定する証明書又は文書を受領するまで自国において効果を有しない旨を通告する場合は、この限りでない。

(3) 「手数料」

- (1)に規定する記録については、手数料の支払を条件とすることができる。

(4) 「公表」

国際事務局は、(1)に規定する記録に関する記載事項を公表する。国際事務局は、公表された当該記載事項の写しを関係する締約国の官庁に送付する。

第十七条 国際登録の最初の期間及び更新並びに保護の存続期間

「国際登録の最初の期間」
国際登録は、国際登録の日から起算して五年を最初の期間として効果を有する。

(2) 「国際登録の更新」

国際登録は、所定の手続に従い、所定の手数を支払うことを条件として、更に五年の期間更新することができる。

(3) 「指定締約国における保護の存続期間」

(a) 指定締約国における保護の存続期間は、国際登録が更新されることを条件として、(b)の規定が適用される場合を除くほか、国際登録の日から起算して十五年とする。

(b) 指定締約国の法令に基づいて保護が付与されている意匠について十五年を超える保護の存続期間を当該指定締約国の法令に定めている場合には、保護の存続期間は、国際登録が更新されることを条件として、当該指定締約国の法令に定める期間と同一とする。

(c) 締約国は、宣言により、自国の法令に定める最長の保護の存続期間を事務局長に通告する。

(4) 「部分的な更新の可能性」

国際登録の更新は、指定締約国の一部又は全部及び国際登録の対象である意匠の一部又は全部について行うことができる。

(5) 「更新の記録及び公表」

国際事務局は、国際登録簿に更新を記録し、その記録に関する記載事項を公表する。国際事務局は、公表された当該記載事項の写しを関係する締約国の官庁に送付する。

第十八条 公表された国際登録に関する情報

「情報へのアクセス」

国際事務局は、公表された国際登録に関し、所定の手数を支払った上で国際登録簿の抄本又は国際登録簿の内容に関する情報を請求するいかなる者に対してもこれらの抄本又は情報を提供する。

「認証の免除」

国際事務局が提供する国際登録簿の抄本は、締約国における認証のいかなる要件も免除される。

第二章 管理規定

第十九条 二以上の国の共通の官庁

「共通の官庁の通告」

この改正協定の締約国となる意思を有する二以上の国が意匠に関する国内法令を統一した場合又はこの改正協定の締約国である二以上の国が意匠に関する国内法令を統一することに合意した場合には、これらの国は、事務局長に次のことを通告することができる。

- (i) 一の共通の官庁がこれらの国のそれぞれの官庁を代行すること。
- (ii) この改正協定の第一条、第三条から前条まで及び第三十一条の規定の適用上、統一された法令が適用されるこれらの国の領域全体が単一の締約国とみなされること。

(2) 「通告が行われる時」

- (1)に規定する通告は、次の時に行う。
- (i) この改正協定の締約国となる意思を有する国については、第二十七条(2)に規定する文書を寄託した時
- (ii) この改正協定の締約国については、国内法令が統一された後のいずれかの時

(3) 「通告の効力発生の日」

- (1)及び(2)に規定する通告は、次の時に効力を生ずる。

(i) この改正協定の締約国となる意思を有する国については、当該国がこの改正協定に拘束される時

(ii) この改正協定の締約国については、事務局長が当該通告につき他の締約国に通報した日の後三箇月を経過した時又は当該通告に示されたそれ以降の日

第二十条 ハーグ同盟の構成国

締約国は、千九百三十四年改正協定又は千九百六十年改正協定の当事国と共に同一の同盟の構成国となるものとする。

第二十一条 総会

(1) 「構成」

(a) 締約国は、千九百六十七年補足協定第二条の規定に拘束される国と共に同一の総会の構成国となるものとする。

(b) 総会の各構成国は、総会において一人の代表により代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。また、各代表は、一の締約国のみを代表することができる。

(c) 総会の構成国でない同盟の構成国は、総会の会合にオブザーバーとして出席することを認められる。

(2) 「任務」

(a) 総会は、次のことを行う。

- (i) 同盟の維持及び発展並びにこの改正協定の実施に関する全ての事項を取り扱うこと。
- (ii) この改正協定又は千九百六十七年補足協定に基づき特に与えられた権利を行使し、及び任務を遂行すること。
- (iii) 事務局長に対し改正会議の準備に関する指示を与え、及び当該改正会議の招集を決定すること。

(iv) 規則を修正すること。

(v) 同盟に関する事務局長の報告及び活動を検討し、及び承認すること並びに事務局長に対し同盟の権限内の事項について全ての必要な指示を与えること。

(vi) 同盟の事業計画を決定し、及び二年予算を採択すること並びに同盟の決算を承認すること。

(vii) 同盟の財政規則を採択すること。

(viii) 同盟の目的を達成するために適当と認める委員会及び作業部会を設置すること。

(ix) (1)(c)の規定が適用される場合を除くほか、国、政府機関及び非政府機関であつて、総会の会合にオブザーバーとして出席することを認められるものを決定すること。

(x) 同盟の目的を達成するために他の適当な措置をとり、及びこの改正協定に基づく適当な他の任務を遂行すること。

(b) 総会は、同盟以外の諸同盟であつて、機関が管理業務を行っているものにも利害関係のある事項については、機関の調整委員会の助言を受けた上で決定を行う。